

群馬県奨学金返還支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、若者の群馬県（以下「県」という。）への就職を促進し、県内定着を図るため、県が実施する、従業員の奨学金返還支援を行う中小企業等の取り組みを支援する補助金の交付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(中小企業等の範囲)

第2条 この要綱において、「中小企業等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者のほか、一般及び公益社団・財団法人、農業法人、各種協同組合等とする。ただし、次のいずれかに該当する中小企業者は含まない。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(補助対象企業)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象企業」という。）は、以下の各号に掲げる要件をいずれも満たす中小企業等とする。

- (1) 補助対象企業に勤務する従業員（以下「支援対象者」という。）への奨学金返還支援制度を設け、手当等として、奨学金返済のための金銭を支給又は支援対象者に代わって日本学生支援機構等に対して直接返済（以下「代理返済」という。）する中小企業等

(2) 県内に本社を有する中小企業等

2 前項に掲げるもののほか、特に県が認めるもの

3 前各項の規定にかかわらず、次に掲げるものは補助金の交付の対象としないものとする。

- (1) 労働関係法令に違反しているもの
- (2) 群馬県暴力団排除条例（平成22年群馬県条例第51号）第2条第3号に掲げる暴力団員等
- (3) 前各号に掲げる者のほか、県が不適當であると認めるもの

(支援対象者)

第4条 支援対象者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助金の交付申請の日（以下「申請日」という。）において、補助対象企業に採用されてから3年以内かつ30歳未満であり、雇用期間の定めがなく、補助対象企業において正社員として勤務していること。
- (2) 申請日において、貸与された奨学金を支援対象者本人が返還予定又は返還中であること。
- (3) 補助対象企業が個人事業主（実質的に代表者の個人事業と同様と認められる法人等を含む。）である場合においては、当該事業主と同居している親族でないこと。ただし、勤務実態、勤務条件が他の従業員と同様であると認められる場合は除く。
- (4) 申請日において、他の地方公共団体等が実施する奨学金返還支援を受けていない又は受ける予定がないこと。

2 この要綱において「奨学金」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金
- (2) その他県が特に必要と認めるもの

（補助期間）

第5条 支援対象者が正社員となった日の属する月に返済猶予期間が経過していない場合は、返済猶予期間経過後の初回返済日の属する月を1箇月目とし、36箇月目となる月までを補助対象期間とする。

（補助金の対象となる事業）

第6条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象企業が就業規則又は賃金規程などに基づき、支援対象者に対し、奨学金返還支援のために行う給付又は代理返済とする。

（補助額）

第7条 交付する補助金の額は、補助金の交付申請を行った年度に対象従業員が返済する額の3分の1以内の額とし、補助対象企業が当該年度の3月末日までに当該従業員に支給又は代理返済する見込み額の2分の1以内の額又は6万円のいずれか低い額を上限とする。

（補助金の申請等）

第8条 補助金の交付を申請しようとする中小企業等は、奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、県が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 支援対象者の雇用契約書又は労働条件通知書の写し
- (2) 支援対象者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

- (3) 支援対象者の勤務地が分かる書類
- (4) 独立行政法人日本学生支援機構の口座振替加入通知など支援対象者の年間返済額及び返済計画が分かる書類の写し
- (5) 就業規則又は賃金規程など手当等の支給又は代理返済の根拠が分かる書類
- (6) その他県が必要と認める書類

2 補助対象企業が、補助金の交付決定を受けた場合、当該事業年度の4月1日まで遡って補助の対象とすることができる。

(補助金の交付の決定等)

第9条 県は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、申請内容等により審査等を行うものとし、その審査等の結果に基づき、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。なお、県は、必要に応じて現地調査等の審査を行い、申請書の内容に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金の交付を決定できるものとする。

2 県は、補助金の交付又は不交付を決定したときは、速やかにその内容及びこれに条件を付したときには、その条件を当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助対象企業は、前条第2項の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、県が別に定める期日までにその理由を記載した書類を添付して、交付申請を取下げることができる。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第11条 補助対象企業は、事業の内容を変更しようとするときは、奨学金返還支援補助金変更承認申請書(様式第2号)を県に提出しなければならない。ただし、軽微な変更(補助金の交付決定額の20%を超えない減額をいう。)については、この限りでない。

2 補助対象企業は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、奨学金返還支援補助金中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を県に提出しなければならない。

3 県は、前2項の申請に対し、申請事項を承認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

4 第4条第1項の規定は、補助事業の変更により追加された支援対象者について準用する。ただし、同項第2号及び第3号中「申請日」とあるのは、「変更承認申請の日」と読み替えるものとする。

(補助事業遂行の義務)

第12条 補助対象企業は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管

理者の注意をもって補助事業を行い、補助金を他の用途に使用してはならない。

2 補助対象企業は、支援対象者が奨学金を計画通りに返済していることを確認しなければならない。

3 県は、前項の報告があった場合、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行うものとする。

(補助事業の実績報告)

第 13 条 補助対象企業は、補助事業が完了したときは、県が別に定める日までに、奨学金返還支援補助金実績報告書(様式第 4 号)に次の各号に掲げる書類を添えて、県に提出しなければならない。

(1) 給与明細書又は賃金台帳など支援対象者に支給した手当等又は代理返済した額の月ごとの実績が分かる書類の写し

(2) 支援対象者が奨学金を返還したことを証する書類

(3) その他県が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第 14 条 県は、前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行う。これにより、当該事業の成果が交付決定の内容(ただし、第 11 条第 3 項に基づいて変更を承認したときは、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助対象企業に補助金確定通知書により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第 15 条 県は、補助対象企業が補助金を他の用途に使用するなど、その補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、当該交付決定の全部又は一部を取消することができる。

2 県は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を当該補助対象企業に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 県は、前条第 1 項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、県が別に定める期日までに返還を命じるものとする。

(立入検査等)

第 17 条 県は、補助事業の適正を期すため必要があるときは、補助対象企業に対して報告

させ、又はその事業所等に立ち入り、帳簿書類その他を検査することができる。

(補助金の支払、請求)

第 18 条 県は、第 14 条により補助金の額を確定した後、補助金を補助対象企業に対し支払うものとする。

2 補助対象企業は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、奨学金返還支援補助金請求書（様式第 5 号）により、県に補助金の支払請求を行うものとする。

(補助金の経理)

第 19 条 補助対象企業は、補助事業に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第 20 条 この要綱により県に提出する書類の部数は、1 部とする。

(補 則)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関して必要な事項は、県が別に定める。

附 則 この要綱は、令和 2 年 9 月 28 日から施行する。

附 則 この要綱は、令和 3 年 12 月 15 日から施行する。

附 則 この要綱は、令和 4 年 9 月 6 日から施行する。

附 則 この要綱は、令和 5 年 9 月 21 日から施行する。